

## 東京都北区国民健康保険療養費支給要綱

14 北区国第1557号

平成15年3月31日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条並びに第54条の3第3項及び第4項の療養費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(療養の給付等を受けられない場合等の療養費の支給要件)

第2条 法54条第1項に定める保険者がやむを得ないものと認めるとき(法第54条の3第3項に基づき療養費を支給するときを含む。)は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 旅行中に急病にかかり、保険医療機関がない場合又は保険医療機関まで相当の距離があり、応急措置として売薬を服用したり、やむを得ず保険医以外の医師の診断を受けた場合
- 二 医師(健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医をいう。以下同じ。)が治療上必要であるものと認めたコルセット等治療用装具で、厚生労働省の通知等により療養費払いの取扱いが認められている場合
- 三 骨折やねんざ等で柔道整復師による施術(脱臼又は骨折に対する施術は、応急措置を除き医師の同意を得たものに限る。)を受けた場合
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の施術を医師の同意を得て受けた場合
- 五 生血を輸血した場合(親族から血液を提供された場合を除く。)
- 六 次に掲げる場合を除き、海外渡航中に病気にかかり、又は受傷し、その治療を受けた場合(次号に定める場合を除く。)
  - ア 治療目的で海外渡航をした場合
  - イ 当該治療が日本国内において保険適用外である場合
  - ウ 当該治療を受けた被保険者が帰国していない場合(帰国していないことにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。)
- 七 海外において臓器移植を受けた場合で、次のいずれにも適合しているとき。
  - ア 臓器移植を必要とする被保険者が、臓器の提供を受ける医学的な基準を満たしており、臓器移植を受けるために海外へ渡航する時点において公益社団法人日本臓器移植ネットワークに登録していること。
  - イ 被保険者が移植を必要とする臓器に係る国内における待機状況を考慮して、当該被保険者が、海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となるおそれが高いと医師が認めていること。

- 八 交通事故のため第三者により保険医療機関以外の医療機関に収容された場合
- 九 その他保険者が必要と認めた場合

(保険証等の提出をしなかった場合の療養費の支給要件)

第3条 法第54条第2項及び第54条の3第4項に規定する緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 旅行又は外出中に急病で緊急入院等する場合、健康保険組合等において被保険者資格を遡及して喪失し、次号に定める期間（次号ただし書の適用がある場合の期間を含む。）内に国民健康保険へ加入した被保険者が、遡及した期間分の医療費を健康保険組合等へ返還した場合等医療機関に被保険者証又は高齢受給者証若しくは被保険者資格証明書（以下「保険証等」という。）を提出することができなかつたことにつき、客観的にやむを得ないと認める理由がある場合
- 二 東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和57年7月東京都北区規則第29号。以下「条例施行規則」という。）第4条第1号に定める国民健康保険資格取得届出をすべき日から14日以内に加入手続をした者が、保険証等の交付前の当該14日間に医療機関に受診した場合。ただし、世帯主が当該14日間に当該届出をしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 三 その他保険者が必要と認めた場合

(療養費支給申請書に添える証拠書類)

第4条 条例施行規則第9条第1項の証拠書類は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条第2項から第4項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる療養費の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

療養費の種類	証拠書類
第2条第1号及び第3条各号の規定に該当する場合の療養費	診療報酬明細書等の写し
第2条第2号の規定に該当する場合の療養費	①医師の指示書 ②その他厚生労働省の通知等により添付が求められているもの
第2条第3号の規定に該当する場合の療養費	①施術内容明細書 ②医師の同意書（脱臼又は骨折に対する施術に限る。ただし、施術内容明細書で医師が同意した旨が確認できる場合は、この限りでない。）
第2条第4号の規定に該当する場合の療養費	①施術内容明細書 ②医師の同意書（ただし、当該同意書により支給可能な

	期間内における2回目以降の申請の場合（変形徒手矯正術の場合を除く。）は、この限りでない。）
第2条第5号の規定に該当する場合の療養費	①医師の証明書又は理由書 ②輸血用生血液受領証明書
第2条第6号の規定に該当する場合の療養費	①診療内容明細書 ②領収明細書 ③旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し（原本と相違ないことを確認できるものに限る。）
第2条第7号の規定に該当する場合の療養費	①日本臓器移植ネットワークの登録証明書の写し（原本と相違ないことを確認できるものに限る。） ②第2条第7号ア及びイについて、臓器移植を受ける被保険者の主治医（一般社団法人日本移植学会による認定を受けた移植専門の医師に限る。）が作成した施設への紹介状の写しに部門長又は施設長が署名したもの ③海外の施設に入院していた間の経過記録の写し

（療養費の請求権の消滅時効）

第5条 療養費の請求権に係る法第110条の規定による消滅時効の起算日は、次のとおりとする。

- 一 第2条第2号の規定に該当する場合の療養費の請求の場合にあつては、コルセット等治療用装具の代金を支払った日の翌日
- 二 第3条第1号の規定に該当する場合の療養費の請求の場合にあつては、被保険者が医療機関に医療費を支払った日の翌日
- 三 前2号に定める場合以外による療養費の請求の場合にあつては、被保険者が当該療養を受けた日の翌日

（支給方法）

第6条 区長は、療養費の支給を決定したときは、原則として世帯主名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

- 2 第2条第3号又は第4号の規定に該当する場合の療養費について、世帯主が柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師（以下これらの者を「施術師」と総称する。）に受領委任をしている場合は、当該施術師の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成26年10月28日区長決裁26北区国第2818号）

この要綱は、平成26年10月28日より適用する。

付 則（平成27年7月30日区長決裁27北区国第2302号）

この要綱は、平成27年7月30日 から施行する。

付 則（平成30年2月23日区長決裁29北区国第4770号）

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

付 則（平成30年12月26日区長決裁30北区国第4128号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行し、改正後の第4条の表の規定は、平成30年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第6条第2項の規定は、平成31年1月1日以後の施術について適用し、同日前の施術については、なお従前の例による。